

過疎地域持続的発展市町村計画に係る変更点について

新旧対照表

貢	変更前	変更後
29	第5章 交通施設の整備、交通手段の確保の促進 第3節 計画 事業計画(令和3年度～7年度) (5) 過疎地域持続的発展特別事業 <u>福祉バス運行事業 市 須木区域、野尻町区域</u>	第5章 交通施設の整備、交通手段の確保の促進 第3節 計画 事業計画(令和3年度～7年度) (5) 過疎地域持続的発展特別事業 1 事業削除 (削除)
29	第5章 交通施設の整備、交通手段の確保の促進 第3節 計画 事業計画(令和3年度～7年度) (5) 過疎地域持続的発展特別事業 <u>コミュニティバス運営事業 市 須木区域</u>	第5章 交通施設の整備、交通手段の確保の促進 第3節 計画 事業計画(令和3年度～7年度) (5) 過疎地域持続的発展特別事業 1 地区追加 <u>コミュニティバス運営事業 市 須木区域、野尻町区域</u>